

答弁書第九号

内閣参質一二第九号

昭和六十三年三月二十九日

内閣総理大臣 竹 下 登

参議院議長 藤 田 正 明 殿

参議院議員志苦裕君提出日米共同演習のために日米間で調印した協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員志苦裕君提出日米共同演習のために日米間で調印した協定に関する質問
に対する答弁書

一から八までについて

御指摘の事項に関し協定といったものは存在しない。

なお、昭和五十六年当時、統合幕僚会議事務局と在日米軍司令部を中心に、共同訓練の進め方等についての研究がまとめられたことはある。これは、防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第六条第十二号に基づく日米共同訓練の計画的な実施のための研究であつて、何ら法的拘束力を持つものではなく、共同訓練の計画、実施に当たつての参考資料の一つといった性格のものである。この研究成果については、事柄の性質上、その内容について申し上げることは差し控えたい。

九について

御指摘の事項に関し協定といったものは存在しない。

なお、日米共同訓練の実施に関する研究・調整は、適宜実施している。